

## ア 10-2-1-1

### 河内国交野郡茄子作村文書（現 大阪府枚方市内）

#### ●河内国交野郡茄子作村について（『大阪府の地名』による）

茄子作村は、現在においては枚方市の最南端に位置している。元和 5 年（1619）から大坂町奉行久貝正俊領であったが、寛永 17 年（1640）から旗本長井正成領との相給になり、その後元禄 7 年（1694）に久貝領は相模小田原領となり、以後幕末まで続く。正保郷帳の写とされる河内国一国村高控帳によれば、石高は 626 石であった。

#### ●河内国交野郡茄子作村文書について

この文書は全 79 点あり、土地や建物の譲渡・質入れにかかわる一紙文書がほとんどで、今回の調査では任意で整理番号を付した。文書は後補の紙製バインダーによって 3 つに分類されている。整理番号 1～27（以下①と表記）は、表題に「田地譲り渡証文」と書かれており、背表紙も表題と同じであるが、「茄子作村」と明記されている。整理番号 28～47（以下②と表記）は、表題に「質物証文」とあり、背表紙は「質物証文請負小作 茄子作村」で、少し表現が異なる。また、整理番号 48～78（以下③と表記）は、「流質証文」と記されており、背表紙には同じ表記に「茄子作村」が加えられている。

文書は輪状に継がれた和紙に裏打ちされたうえで①②③の 3 つに分類され、後補の紙製バインダーによって中心を布巻きのゴムではさみ、本のようにみることができるようになっていた。しかしながらバインダーの紙質は悪く、ゴムも劣化して伸びきっているため、文書への影響を考え、今回の調査では文書を薄葉紙でくるみ保管することとした。

また、①②③の分類をみると、かならずしも表題と中の文書が一致しているわけではない。田畑譲渡・質入証文や質流れ証文、極作証文などで構成されているが、①のところに質流田地証文（整理番号 6）が含まれているなど、分類違いのものが散見される。さらに、茄子作村の文書だけであるとも限らず、交野郡星田村・山ノ上村・村野村・寝（衾）屋村、茨田郡点野村・岡村などの近隣村の名前がみえ、やや広域の村々に関するものも含まれている。また、差出・宛名の人名の前に、「高田」と出てくる文書があるが（整理番号 5・10・13 など）、これは茄子作村の枝郷である。

残念ながら、どこの家蔵文書か特定することはできないが、宛先に「高田九右衛門」の名が多いことから、茄子作村の枝郷高田の九右衛門家に伝わったものかも知れない。